

**通所介護・介護予防通所介護
吉祥寺ナーシングホーム デイサービスセンター
重要事項説明書**

平成24年4月1日現在

通所介護・介護予防通所介護サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 至誠学舎東京
主たる事務所の所在地	東京都西東京市新町1-11-25
電 話 番 号	042-462-1189
ファクシミリ番号	042-461-0086
設立年月日	平成10年3月18日

2. ご利用になる事業所の概要

名 称	吉祥寺ナーシングホーム デイサービスセンター	
指定事業所番号	東京都 1373301363 号	
所 在 地	東京都武蔵野市吉祥寺北町2-9-2	
電 話 番 号	0422-20-0886	
ファクシミリ番号	0422-20-0802	
開設年月日	平成17年4月1日	
サービス提供地域	武蔵野市	
実施している その他の事業	居宅介護支援・(介護予防) 認知症対応型通所介護・ 介護老人福祉施設・(介護予防) 短期入所生活介護	
設備の概要	建物の構造	鉄筋コンクリート造
	床面積	414.49㎡
	利用定員	35名
	設 備	浴室 1ヶ所 一般浴槽 0ヶ所、特殊浴槽 1ヶ所
		車イス用トイレ 1ヶ所
デイルーム 1ヶ所		
機能訓練室 1ヶ所		

3. 運営の方針

(1) 法人の理念

「誠の心」

まことの心の はたらきは 人の心を うごかし 天に通ず

(法人創設者 稲永久一郎)

(2) 倫理綱領

人は人として、住みなれた地域社会の中で、尊厳が守られ、いきいきと安心して暮らしていけることが大切です。

私たちの法人は、ご利用者・家族一人ひとりの視点に立ったサービス提供の実現を追求しています。

そのため、私たちは、常に法人の理念「誠の心」を意識した、次のような基本姿勢を堅持し、乳幼児から高齢者の保育と支援・介護と、そのご家族・地域の支援に努めます。

①「真心を込めた丁寧な福祉サービス」

本物を追求し、奉仕の心をもって仕事をすすめる創設の精神を活かします。

②「ご利用者・家族との信頼による絆」

サービスを通じて世代を超えたつながりを大切にします。

③「福祉コミュニティの協創」

私たちの事業を地域の財産と考え、その価値の向上に努めます。

④「仕事を通じた職員の自己実現」

自らの専門能力の向上を図り、互いを活かしかう職場にします。

⑤「法令遵守の履行」

法令を遵守した業務の執行を心懸けるとともに業務を通じて知り得た個人の秘密と情報を守ります。

4. 事業所の人員体制

職種別の職員体制は、「重要事項説明書別紙」のとおりです。

5. 営業日・営業時間

相談窓口受付日	月曜日～土曜日
定休日	日曜日・年末年始（12/29～1/3）は休業
相談窓口受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分まで

6. 提供するサービス内容

(1) 身体介護

①排泄の介護 ②移動・移乗の介護 ③その他必要な身体介護

(2) 入浴介護

①衣類着脱の介護 ②身体の清拭、洗髪、洗身 ③その他必要な入浴介護

(3) 食事介護

①食事の準備・提供 ②配膳下膳の介護 ③食事摂取の介護

④その他必要な食事介護 ⑤栄養改善相談

(4) 機能訓練

(5) アクティビティ

①体操 ②音楽・絵画・陶芸活動 ③レクリエーション ④作業的活動

⑤養護 ⑥行事的活動

(6) 送迎

①移動・移乗の介護 ②送迎

(7) 相談・助言

①疾病、障害に関する相談、助言 ②日常生活動作、介護に関する相談、助言

③自助具、福祉機器、住宅環境に関する相談、助言 ④その他必要な相談、助言

(8) 口腔機能向上

7. 料金

(1) 料金は、「契約書別紙」のとおりです。

(2) 料金の支払方法

① 当月分の請求書を、原則として翌々月10日までに利用者へ発行しますので、翌々月20日までにお支払下さい。

② お支払方法は、原則として口座自動引き落としの方法によります。口座自動引落日は、翌々月20日です。

③ 入金を確認後、翌月の料金請求時に領収証を送付します。

(3) 料金の変更

① 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料金の利用者負担分に変更が生じた場合は、変更後の利用者負担分を請求することができるものとします。

② 事業者は、食費等介護保険給付の適用を受けないサービス利用料金を変更することができるものとします。

③ この場合、事業者は、利用者に変更の理由、変更の時期、変更後の金額を説明します。

8. サービスの利用方法

(1) 利用開始

サービス提供のご依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画または介護予防通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）等にご相談下さい。

(2) サービスの終了

① ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了30日前までに文書でご通知致します。

③ 自動終了

次の場合は、自動的にサービスを終了致します。

ア. ご利用者が介護保険施設に入所した場合。

イ. ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

ウ. ご利用者がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ア. 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、または、ご利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者は、文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。
- イ. ご利用者が、利用料の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの利用中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院・入所・病気により3ヶ月以上にわたってサービスの利用ができない状態であることが明らかになった場合、または、ご利用者や後見人、ご家族等が事業者や事業者の職員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

(3) サービス利用にあたっての留意事項

① 送迎時間

道路事情等により、お約束のお迎え時間が若干前後することがございますが、ご了承下さい。

② 体調確認

事業所到着時に、看護職員による健康チェックを致します。

③ 体調不良等によるサービスの中止、変更

当事業所は福祉施設ですので、医療対応は応急的なことしかできません。体調不良の場合でサービスの提供が困難であると当事業所が判断した場合は、ご利用を中止していただく場合があります。

④ 連絡事項

かかりつけ医からの注意事項や体調変化等がある場合は、必ずご連絡下さい。

⑤ 報告事項

感染症等がある場合または罹患した場合は、必ず事前に申し出て下さい。当事業所が必要と認めた場合は、診療情報提供書を提出して頂くことがあります。

⑥ 相談

介護のこと等で、お悩みのこと・お困りのこと、心配なことがありましたらお気軽にご相談下さい。

⑦ 事業所内での禁止事項

- ア. けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- イ. 事業所内で政治活動、宗教活動、物品販売をすること。
- ウ. 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- エ. 指定した場所以外で火気を用いること。
- オ. 事業所の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- カ. 故意または無断で、建物もしくは備品に損害を与え、またはこれらを外に持ち出すこと。

⑧ その他

- ア. ご利用時は、多額の金銭や貴重品等は持参しないで下さい。
- イ. ご利用者間での金銭の貸し借りや食べ物のやりとりはご遠慮下さい。
- ウ. ご利用者・家族からのお心づけは、固くお断りしています。

9. 緊急時等の対応方法

サービスの提供中に、事故が発生した場合、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は、事前の確認に基づき、予め届け出られた緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに、かかりつけの医師や救急隊に連絡を行う等必要な措置を講じます。

- 2 サービスの提供中に事故が発生した場合、事業所は、東京都、保険者が定めた事故報告基準に基づき保険者等に報告します。

10. 相談・苦情の窓口

(1) サービスについての相談窓口

① 在宅サービス室 生活相談員

電話番号 0422-20-0886

② 受付時間 月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

但し、祝祭日・年末年始を除く

※ ご不明な点は、どのようなことでも、おたずね下さい

(2) 苦情窓口

苦情等の申し出先は「契約書別紙」のとおりです。

通所介護・介護予防通所介護サービスの提供開始にあたり、事業者から利用者に対して契約書、契約書別紙及び本書面に基づいて重要な事項を説明したことを確認します。

契約書、契約書別紙及び重要事項説明書の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及びその後見人または代理人、事業者が署名押印の上、利用者と事業者が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 至誠学舎東京

<事業所名> 吉祥寺ナーシングホーム デイサービスセンター
(指定事業所番号 東京都1373301363号)

<住 所> 東京都武蔵野市吉祥寺北町二丁目9番2号

<事業所代表者> 施設長 北川和秀 印

説明者

<職 名>

<氏 名> 印

利用者

<住 所>

<氏 名> 印

後見人または署名代理人（家族）

<住 所>

<氏 名> 印

<続 柄>